

**令和 8 年度**  
**総合的支援「上場支援コース」**  
**支援先企業 募集要領**

(令和 8 年 5 月 2 5 日時点版)

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

【問合せ先】

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

電話番号 : 022-214-7338

Eメール : [kei008040@city.sendai.jp](mailto:kei008040@city.sendai.jp)

## 目 次

---

1	趣旨 .....	2
2	支援内容 .....	3
3	申請要件 .....	4
4	申請方法 .....	5
5	選考について .....	7
6	スケジュール（予定） .....	9
7	その他の注意点 .....	9

## 改訂履歴

Ver	公表日	該当ページ	改訂内容
1	令和8年 5月25日	—	・初版発行

# 1 趣旨

---

仙台市では、首都圏への人材の流出や支店経済に依存した産業構造など本市が抱える課題解決に向けて、令和元年（平成31年）度より株式上場の実現可能性のある地元中小企業に「仙台未来創造企業創出プログラム」を実施し、上場実現に向けて集中的な支援を行ってきました。

令和6年度からは、事業名称を「上場型コーポレートガバナンス等整備支援事業」に改め、市内中小企業に対し、引き続き支援を実施しました。

さらに、令和8年度からは、これまでの取り組みを一層発展させ、支援の総合性・実効性を高めた『総合的支援「上場支援コース」』へ再編し、上場という手法を活用して地域経済を牽引する企業への飛躍的成長を目指す市内中小企業に対し、より高度かつ戦略的な支援を実施しています。

なお、本事業は、令和6年度より新たに実施している「地域中核企業輩出支援パッケージ」の一環として、上場という手法により「**地域中核企業**<sup>※1</sup>」への成長を目指す企業への支援として実施するものです。

## ※1 地域中核企業について

仙台市では、外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により地域に経済的インパクトをもたらすことに加え、その企業の存在やその企業での働き方、その企業が生み出す商品・サービス等が地域に活力を与え本市の魅力となるような社会的インパクトをもたらす企業を「**地域中核企業**」と定義し、仙台市内を拠点に活躍する地域中核企業を数多く輩出したいと考えています。

## 2 支援内容

---

仙台市内に本店を有し、上場に意欲や関心を持つ中小企業のうち新たに1~3社程度を本事業の支援先として選定し、上場に向けたコンサルティング支援等を行います。

主な支援内容は以下のとおりです。

- 本事業の支援先として選定された企業（以下、「支援先企業」という。）各社に対して、各支援先企業の課題や成長ステージに応じた最適な支援内容を設計し、最大3年間のコンサルティング支援等（アドバイザー/ハンズオン等）を行います。
- アドバイザー支援では、上場に向けた課題の洗い出しや上場スケジュールの提案、上場準備に係る専門家による助言・指導等を実施します。
- ハンズオン支援では、上場準備を加速させ、さらに上場確度を高めるため、上場準備に係る必要書類の作成等を実施します。ただし支援先企業には、社内運用→課題抽出→ブラッシュアップまで行うことを求めます。  
（※支援内容は支援先企業、支援者、仙台市で協議してから決定します。）
- 支援先企業のニーズや課題に応じて、支援者が手配する上場支援の経験を有する土業専門家等が、電話やメール、オンライン等による相談対応を行います。
- 業務を通じて、管理人材の育成および確保に向けた採用支援についても、必要に応じて実施します。
- 支援先企業の課題やニーズに応じ、監査法人、証券会社、弁護士、税理士、社労士等の支援機関の紹介を行います。
- 支援先企業の希望に応じて、仙台市ホームページで紹介するほか、仙台市の保有する各種広報媒体等を有効に活用し、支援先企業の認知度向上等の情報発信を行います。

支援期間は、令和10年度末までの最大3年間となります。ただし、令和9年度以降の支援については、上場に向けた準備段階や取組状況等に関する確認を実施した上で、支援先企業の継続意向確認を実施し、継続を希望した場合にのみ支援が継続されます。

また、各年度の支援内容等は予算の成立状況等により変更となる場合があります。予めご了承ください。

なお、以下に該当することとなった場合には、支援期間中であっても支援を終了します。

- ・ 上場を達成し、他の市場への上場意向がなく追加の支援が不要となった場合。
- ・ 社会情勢や経済環境の変化等により、上場準備を中断せざるを得ない状況となった場合。
- ・ 申請要件のいずれかに該当しなくなった場合。
- ・ その他、仙台市が支援の継続を認めない合理的な理由がある場合

### 3 申請要件

---

以下の要件を全て満たす会社とします。

1. 登記されている本店の所在地が仙台市の区域内であること。
2. 次に掲げるいずれかに該当する会社であること。
  - ・ 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であること
  - ・ 常時使用する従業員数が 2,000 人以下であること
3. 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、市税の滞納がないこと。
4. 申請時点において法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
5. 暴力団排除に関して、次に掲げる事項に該当しないこと。
  - ・ 会社が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）であるとき又は会社の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
  - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
6. 次に掲げる業種又は会社でないこと。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する会社
  - ・ 各種法令等に違反している会社
  - ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない会社
  - ・ 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う会社
  - ・ その他これらに準ずる業種又は会社
7. 上場に向けた意欲や関心を有していること。
8. 上場に向けて誠意をもって取り組めるよう社内に必要な推進体制を構築すること。
9. 上場に向けた準備段階や取組状況等を仙台市や支援者に正しく報告すること。  
（※特に支援期間中に決算を迎え、かつ、確定した場合には、決算書類をご提供ください。）
10. 本事業による支援先として選定された場合には、仙台市が実施するヒアリング、アンケート等に協力すること。

## 4 申請方法

---

### (1) 募集開始

令和8年5月25日(月)から募集を開始します。

※支援予定件数：1～3社程度とし、当該件数に達した場合は、受付を終了します。

### (2) 申請書類

1. 申請書(様式第1号)
2. 上場計画書(様式第2号)
3. 定款
4. 株主名簿(様式第3号)
5. 申請日までに確定している直近3期分の以下の書類  
(設立から3期を経過していない場合は、設立時から申請日までに確定している決算期分)
  - ・貸借対照表
  - ・損益計算書
  - ・売上原価、販売費及び一般管理費の明細書
  - ・確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し
6. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書の写し)(発行から3ヶ月以内)
7. 仙台市税の滞納がないことの証明書の写し(発行から3ヶ月以内)
8. 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し(納税証明書(その3の3))  
(発行から3ヶ月以内)
9. パンフレットその他企業の概要が分かる資料
10. その他仙台市長が特に必要と認めた書類

### (3) 申請書の提出

申請書類に不備・不足のないことを確認の上、締め切り日時までに以下の提出先宛てにデータでご提出ください。郵送での提出は受け付けません。

**【提出先】** ※メールによる提出のみ

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課  
メールアドレス：[kei008040@city.sendai.jp](mailto:kei008040@city.sendai.jp)

#### 【留意点】

- ・メールのタイトルは『令和8年度総合的支援「上場支援コース」に係る申請書類の提出について』としてください。
- ・データのサイズが20MBを超える場合には受信できない場合がありますので、データファイルを圧縮又は分割するなどしてご提出ください。

- ・ ファイル共有サービスを活用してご提出いただくことも可能ですが、仙台市のセキュリティ上、受け取れない場合があります。その際は別の方法でのご提出を依頼しますのでご対応ください。
- ・ 申請後 3 営業日以内にメール受領の返信がない場合には、お手数ですが担当課までご連絡ください。(担当課：仙台市中小企業支援課 電話番号 022-214-7338)
- ・ 審査にあたり、書類の不備や修正が必要であると認められた場合には、再提出を求める場合があります。

## 5 選考について

---

### (1) 選考の流れ

#### ① 一次審査（申請多数の場合のみ実施）

申請多数の場合、一次審査を行います。一次審査は申請書類による書面審査とし、支援者との協議により、仙台市が支援先企業と二次審査対象企業を選定します。

#### ② 二次審査

一次審査で選定された企業によるプレゼンテーション審査を行います。申請書類やプレゼンテーション、質疑応答等の内容を踏まえ、支援者及び外部有識者との協議により仙台市が支援先企業を選定します。

#### ③ 支援先企業の決定

一次審査及び二次審査で選定された1～3社程度を支援先企業として決定します。決定後には支援者による支援を開始します。

### (2) プレゼンテーション審査

審査は、『令和8年度総合的支援「上場支援コース」支援先企業選定に係る審査要領』において、申請書類等に基づく申請者からのプレゼンテーションを踏まえて行います。

#### ① プレゼンテーション審査の概要

プレゼンテーション審査では、提出書類とは別にプレゼンテーション審査向けのPR資料を作成していただいても構いません。ただし、PR資料は、A4版横に横書き、プレゼンテーション時間の15分程度で説明できる量とし、ページ番号を付与してください。また、Word形式、PowerPoint形式、PDF形式のいずれかで申請書類と合わせて事前に提出して頂きます。

#### ② 審査方法

申請者からのプレゼンテーションを受け、その後審査委員との質疑応答を行います。プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑応答の時間は10分程度を予定しています。審査委員は、下記③審査基準に沿って、申請書類やプレゼンテーションの内容等の評価を行い、採点します。

下記③審査基準の「基礎項目」の80点満点中、得点率5割（40点）以上の評価を得た申請者の中から、「加点項目」を加えた合計点を基に1～3社程度を、支援先企業の選定を行います。

#### ③ プレゼンテーション審査の審査基準

##### 基礎項目

##### (A) 事業性（15点）

- ・自社の事業内容や特徴等を適切に分析できているか
- ・市場・顧客の特徴や競合の動向等を踏まえ、事業内容等に競争優位性や独自性等の強みがあるか

##### (B) 積極性（20点）

- ・上場に向けた強い意欲を有しているか
- ・上場は成長手法であることを理解し、上場後の成長の展望をしっかりと描けているか

##### (C) 成長性（20点）

- ・事業計画は合理的で、実現可能なものとなっているか

- ・事業計画の達成に向けた取組は、今後の成長を期待できるものとなっているか

#### (D) 安定性 (15 点)

- ・上場に向けて必要な、責任者、担当部署、スタッフ等の組織体制が整備されているか
- ・売上の推移等から財政基盤は安定しているか

#### (E) 地域経済への波及効果 (10 点)

- ・仙台市への高い経済波及効果が見込まれるか

#### 加点項目

以下の項目に該当する場合は、審査の際に加点を行います。

- ・上場プロセスの各フェーズへの到達状況（監査法人や主幹事証券会社等の選定状況など）
- ・「IPO 経営人材育成プログラム TOHOKU<sup>※2</sup>」を受講している
- ・東北大学地域イノベーションプロデューサー塾（RIPS）<sup>※3</sup>のカリキュラムを修了している
- ・国の 100 億宣言<sup>※4</sup>への取り組み状況

#### ※2 IPO 経営人材育成プログラム TOHOKU について

上場を目指す企業の経営者層の人材育成を目的に、東北大学や七十七銀行、東京証券取引所の共催により令和4年度に第1期が実施され、令和5年度から仙台市および宮城県が加わり、5者による共催で計4回実施しています。

#### ※3 東北大学地域イノベーションプロデューサー塾（RIPS）について

東北大学地域イノベーション研究センターが実施する、地域企業、特に中小企業の経営人材を対象に、革新的なイノベーションによる新事業の開発を促進し、地域における新たな雇用機会の創出と産業振興に貢献できる革新的プロデューサーを育成する事業です。

仙台市と東北大学の連携協定に基づき、RIPSのカリキュラムを終了している企業は、本事業の審査において加点措置を行います。

#### ※4 100 億宣言について

中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら「売上高 100 億円」という、経営者にとって野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するもので、売上高 100 億円を実現するための企業の強いコミットメントと具体的な実現可能性を明らかにし、我が国及び地域の経済を支える中小企業の加速的な成長に向けた機運の醸成を図るものです。

## 6 スケジュール（予定）

---

- ・令和8年5月25日（月） 公募開始  
（以下、7月31日までに申請があった場合のスケジュール）
- ・令和8年8月上旬 （応募多数の場合）書類審査
- ・令和8年8月中旬 プレゼンテーション審査
- ・令和8年8月下旬 審査結果通知
- ・令和8年9月上旬～（予定） 上場支援の実施

※令和8年8月以降に申請があったものについて、随時審査を実施する場合があります。

## 7 その他の注意点

---

1. 本事業を通してご提供いただいた情報は本事業の推進のために利用するものとし、仙台市、支援者及び審査に関与する外部有識者に提供します。
2. 本事業や仙台市経済施策に関する調査へのご協力を依頼する場合があります。また、仙台市の他の支援施策等についてご案内をする場合があります。
3. 支援先企業は、支援者によるコンサルティング支援を積極的に受け、上場に向けて誠意を持って取り組んでください。また、国内外の法令等を遵守し、企業経営及び業務遂行の適法かつ適正性を確保するなど、社会的責任を果たすよう努めてください。
4. 令和9年度以降の支援継続を判断するための意向確認を毎年度末に実施する予定です。また、仙台市や支援者が進捗状況を伺うことがありますので、必ずご対応ください。
5. 令和9年度以降の支援については、上場に向けた準備段階や取組状況等に関する確認を実施した上で、支援先企業の継続意向確認を実施し、継続を希望した場合にのみ支援が継続されます。ただし、令和9年度以降は仙台市議会において本事業に関する予算の議決を受けることが前提となります。予算の議決を得られない場合は、支援途中であっても事業が終了となることを予めご了承ください。
6. 本事業は、上場を保証するものではありません。仙台市及び支援者は、本事業における結果については一切の責任を負わないものとします。また、本事業において、支援先企業にいかなる損害が発生したとしても、仙台市及び支援者は支援先企業に一切の責任を負わないものとします。
7. 支援先企業は、支援期間中に決算期を迎えた際には、速やかに確定した決算書を提出してください。

### 【問合せ先】

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

電話番号：022-214-7338

Eメール：[kei008040@city.sendai.jp](mailto:kei008040@city.sendai.jp)